

老農林遠里の「履歴書」正本について

西 村 卓

はじめに

第一章 明治一八年『公文録』所収の「履歴書」正本と関係書類

第二章 明治三九年の林遠里への「賜金」関係書類
おわりに

はじめに

老農林遠里の「履歴書」に関しては、林家文書の中に含まれるもの数点以外その存在は確認できないでいた。^①

しかし、明治一八（一八八五）年に遠里は藍綬褒章を受章しており、そのときに「履歴書」を賞勲局に提出しているはずであることは考えられたが、『福岡県史』史料編の一冊として「林遠里・勸農社」を編纂した時点ではその確認を怠り、結局は同史料編には収録しないまままで今日に至ったわけである。

昨年、国立公文書館の収録文書がインターネット上で検索できることを知り、「林遠里」という項目で検索したと

ころ、① 遠里「履歴書」を含んだ藍綬褒章受章関係資料、② 遠里の死を前後する時期、明治三九（一九〇六）年一月から二月にかけての時期に賞勲局に上申された下賜金関係書類にヒットすることができた。

その他、遠里が明治二二（一八八九）年に説明員補助として派遣された「独逸漢堡港商業博覧会」という項目で検索したところ、③ その関係書類にもヒットすることができた。

本稿においては、そのうち①と②を紹介し、若干の考察を加えるものである。③に関しては遠里洋行時の「日記」があり、その記事と関係書類をすり合せながら老農林遠里の洋行の意味を考えようとする別稿であらためて紹介したい。

第一章 明治一八年『公文録』所収の「履歴書」正本と関係書類

まず、資料として国立公文書館所蔵の明治一八（一八八五）年の『公文録』（自八月至十月）に収録された林遠里「履歴書」関係の部分を載録しておこう。

(i) (太政官野紙使用)

明治十八年十一月十一日

賞勲局 (印)

^(付箋)
「福岡県士族林遠里褒章授与 藍綬

賞勲局稟修」

別紙農商務卿申牒福岡県士族林遠里賞与之儀審査候処、右ハ多年意ヲ農事ニ用ヒ、稲作ノ改良ヲ図リ、勸農新書ヲ著シ之ヲ四方ニ汎布シ、為メニ公衆ノ利益ニ興ス不少、其成績顕著ナルモノニ付、褒章条例ニ拠リ藍綬褒章授与相成可然モノト認定候条、此段仰允裁候也

〔(後筆)十八年十一月十一日 ○同日大臣閱覽済〕

〔(朱書)甲二六七〕

(ii) (農商務省野紙使用)

〔(付箋)農商務省ヨリ賞勳局へ申牒〕

福岡県筑前国早良郡重留村士族林遠里褒章之義、該県令具申ニ付審査候処、同人義積年意ヲ農事ニ輸シ、遂ニ稻作諸般之改良方法ヲ發明シ、漸次其法ヲ近国ニ伝播セシメ、勸農新書ヲ著述シテ汎ク之ヲ有志者ニ配布シ、農家ノ資益ヲナス其功殊ニ嘉スヘク、尚山林植樹上ニ孜孜勉シテ措カス、寔ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス、因テ十四年第六拾三号公布第一条ニ拠リ、藍綬褒章下賜相成度具申書相添へ、此段申牒候也

明治十八年五月六日

賞勳局総裁伯爵 柳原前光殿

農商務卿伯爵 西郷從道(印)

(iii) (福岡県紙使用)

〔朱書勸第九百五十三号〕〔付箋福岡県ヨリ農商務省へ稟申〕

褒章授与ノ義ニ付上申

林遠里義、別紙履歷書ニ詳細具陳之通、身土籍ニアリテ武事之職ヲ掌リ、孜々不怠能ク其身ヲ修メ精勵他ニ超ヘタルノ故ナラン、藩政中モ屢々賞与セラレタルハ蓋シ職務ニ熱中ナルヲ証スルニ足ル可シ、斯ク職務ニ熱中ナルノミナラス、其余暇父ノ訓導ヲ受ケ稻麦種等水浸ノ方法ヲ發明シ、後復タ思惟研究シ土圃ノ方法ヲ發明シ、遂ニ勸農新書ノ一本ヲ著述シ、刻苦勉勵偏ニ国ヲ利セン事ヲ謀ル、然レトモ、衆人ノ此方法ヲ信セサル或ハ虚妄ノ説ト為ニモ不拘、独リ堅ク取テ不動、勸農新書ヲ衆人ニ配付シ、勉勵不撓ノ功終ニ其好結果ヲ見ルニ至リ、今ヤ衆人モ之カ徳沢ヲ被ル事夥ク、第二回内国勸業博覧会ニ於テモ進歩賞牌ヲ得タリ、其他杉檜ノ繁殖ニ山葵ノ栽植ニ私利ヲ不顧、私資ヲ擲チ事咸公益ヲ謀ルニアラサルハナシ、故ニ其身常ニ閑日月ナク、共進会ノ米審査員トナリ、又大日本農会ノ種芸科農芸委員トナリ、今ヤ既ニ富山県ノ需メニ応シ、遠ク山河ヲ跋涉シテ該県ニ赴キ、農芸上ノ改良ニ従事ス、故ニ家敢テ貧ナルニ非ス、夫レ如斯繁劇ノ身ニシアリナカラ、尚居恒公益益ヲ興サン事ニ汲々身志ヲ苦シムルアルノミ、真ニ可嘉賞ノ人物ニシアレハ、其功績ヲ不朽ニ保ツノ榮ヲ被ラシメ、且後人ヲシテ彼ノ風采及ヒ其榮誉ヲ羨望シ、彼ノ挙動ヲ逐フモノヲ出サン事ヲ希望候条、褒章条例第一条第三項ニ照シ、藍綬褒章授与相成候様致度、別紙履歷書相副、此段上申候也

明治十七年十二月十七日

農商務卿伯爵 松方正義殿

福岡県令 岸良俊介(印)

(iv) (農商務省野紙使用)

履歴

福岡県筑前国早良郡重留村二百六拾七番地

士族 林 遠里

年齢五十三歳

林遠里ハ直内ノ二男、天保二卯年正月出生、幼名彦四郎、後策兵衛ト称シ、復遠里ト改ム、明治四年願ニ依リ家ヲ分チ、無禄ノ土籍ニ入ル、先是慶応元年藩中銃術教導申付ラレ、同四年六月年来武術ヲ勉励シ、他数芸ニ涉リ精勵志ヲ立テ堅ク取テ不撓ノ心志ヲ賞シ、藩庁ヨリ金七百疋ヲ下給セラレ、明治元年十一月藩觀光隊分隊司令官ヲ命シ、同二年九月鑄砲曹少属ニ遷任セラル、同年一月父ト俱ニ園庭ヲ逍遙シ、南瓜・匏瓜ノ天然發生シタルヲ見、父遠里ニ語テ曰ク、今此種子ヲ考フルニ則チ客歳ノ遺棄物ニ係リ、炎熱沍寒ノ氣ヲ含有シ、春暖ニ遭フテ其芽ヲ発シ、繁茂成長セシモノナリ、凡草木ヲ播種スルニハ、人為ニ依テ寧口生育ヲ害スル事少ナカラサルヲ見ル故ニ、人工ニ依リ天然ノ生育ヲ全フセシメハ、其繁殖往日ニ倍徙スルヤ必セリト、遠里此語ヲ聞キ大ニ感スル処アリテ、之ヲ実地ニ経験セン事ノ念頻ナリ、恰モ好シ藩主ノ命ニ由リ那珂郡安德村ニ在リシヲ以テ、職務ノ余暇始メテ該試験ニ着手セリ、同三年更ニ感ヲ進ム、乃チ稻ノ如ク春生秋熟ノモノハ、種子ニ寒氣ヲ含マシメ、麦ノ如ク秋生春熟ノモノハ、種子ニ暖氣ヲ含有セシメ、之ヲ播種セシニハ其利アルヲ信シ、左ノ方法ヲ以テ稻ヲ試ミシニ、果シテ好結果ヲ得タリ

方法

先ツ稻ヲ試ミント種子ヲ寒中ヨリ水ニ浸シ、之ヲ実地ニ施シタリ

結果

苗ノ生立ハ充分ナラスト雖モ、分栽ノ後ニ至リ成長速カニシテ出穂モ亦通常ノモノヨリモ好ク、秋収ニ至リテハ虫害少ク、粒米色澤良ク、重量容量共ニ尋常普通ノモノニ増加スルノ著シキヲ発見セリ

同三年十二月藩改革アリ、本官ヲ免シ更ニ鑄砲方出仕申付、準十五等ニ任シ、負担從來ニ異ナラス、同四年一月依願職務ヲ免シ、在職中精励ノ廉ヲ以テ目録金百疋ヲ賞賜ス、同年二月那珂郡安德村ヨリ早良郡重留村ニ転居シ、専ラ植物生育試験ニ従事ス、同五年種子ニ寒氣ヲ含有セシムルニ稍ヤ欠点アルモノ、如ク覺へ、之ヲ土壤ノ中ニ貯藏スルノ方法ヲ発見ス、而テ前法水浸ノ種子ハ、未タ甲芽ヲ発セサルモノヲ播種セシニ、腐敗シテ發生スルモノ稀ナリ、然レトモ僅少ノ残秧ヲ移植シ試ルニ、秋熟ニ至リ其収獲通用ノモノニ一倍セリ、茲ニ於テ種子ヲ精撰シ、季節ニ至リ其甲芽ヲ発スルヲ俟チ、而シテ之ヲ播種スルニ利アル事ヲ発見セリ、同六年水浸シ・土圃ヒノ両法共ニ其効果獲利ノ多キ事ヲ確認ス、即チ種子ヲ撰ミ、水ニ浸シ、或ハ土ニ圃ヒテ生氣ヲ充タシメ、其甲芽ヲ発スルヲ俟チ、而テ之ヲ播種スルニ水土両法トモ苗ノ生育最モ好ク、收穫田壱反歩ニ付平均米壱石斗ヲ増加シ、之ヲ炊キテ飯トナスニ、殆ント二割ノ多量ヲ得タリ、蓋シ米質堅実ニシテ重量ナルニ因ルヘシ、同七年ニ至リ此方法ニシテ唯其種子ヲ撰ミ、之ヲ寒氣ヲ含有セシムル輕易ノ方法ニテ斯ク三割乃至五割ノ増益アレハ、之ヲ全国段別ノ多キニ普及スルニ至ラハ、莫大ノ洪利益ナラント自信シ、夙夜匪懈刻苦留意シ、其方法ヲ猶能ク研究シ、后チ農家ニ告論スト雖モ、概ネ旧慣ニ拘泥シ疑惑ノ念自ラ此ノ説ヲ信スルモノ少ナキニモ拘ハラズ、倍精励愈自信シ自ラ資ヲ擲チ、數石ノ種子ヲ準備シ、季節ノ至ルヲ待チ、之ヲ分与播種セシメ、或ハ秧ヲ分チテ之ヲ試植セシメタルニ、其増益果シテ三割内外ニ及ビ、且米粒ノ

佳良ナル普通一般ノモノニ異ナルヲ以テ、漸ク近村ノ農家此ノ説ノ虚妄ナラサルニ耳ヲ傾クルニ至ル、同八年復準備ノ種子ヲ近村ノ農家ニ与へ、田面ヲ區別シ此ノ方法及旧慣法トニヨリ各人ノヲ并植試験スルニ当リ、其収獲ノ多寡ヲ比較セシ為メ、本県勸業課へ其検査ヲ請ヒ来リ、且広ク農家へ配付伝播セン事ヲモ上申シ、猶ホ其試験概略ヲ筆記シ、之ヲ管下筑前国各郡役所ニ依リ毎村二分与セリ、同九年ニ至リ従来告知分与セシ書面ニヨリ、各村ノ篤志老農之ヲ試験スルニ至ルト雖モ、其方ヲ施スニ精粗熟否ノ別アリテ、種子ノ發生ニ優劣ヲ来シ、猶或ハ信シ或ハ疑ヒ巷説紛々一ナラサルヲ以テ、之ヲ会得シ易カラシメン為メ、其方法ヲ詳記シ、同年六月筑前各郡役所ニ由リ復々之ヲ毎村ニ配分セリ、同十年ニ至リ、稍々前法ニ熟シ実施スルモノ少ナカラスト雖トモ、猶固陋ノ習慣ニ泥ミ未タ之ヲ尽ス能ハサルヲ以テ、更ニ一層經驗スル所ノ数条ヲ合シテ一冊子トシ、勸業新書ト題シ同年十一月版權ノ許可ヲ得テ、筑前各郡役所ニヨリ該書八百余部ヲ各村落二分附ス、筑前・豊前ノ両国ハ或ハ此内ヨリ贈リ、又ハ農家直接ノ需メニ応シテ之ヲ分附セリ、就中筑前国鞍手・嘉麻・穂波三郡ノ如キハ、郡長此法ヲ拡張セン為メ、農事篤志者ヲ各小区ニ招キ、遠里ヲシテ勸業新書ノ旨趣ヲ親シク講説セシムルニ至リ、同十一年ニ至リ此法漸ク伝播シテ、実施スルモノ倍夥多家々収獲多量、該法ノ得益アルヲ称導シ、或ハ恩酬ノ為メ金帛ヲ寄セ謝状ヲ投スルニ至リ、良ヤ此法ヲ過ツモノアルヲ聞カサルニ至レリ、同十二年山林ノ荒亡意ヲ用ヒスニハアル可カラサルヲ察シ、其繁殖ヲ図ラン為メ同志糾合シ、出願ノ上一社ヲ設置シ興産社ト名ケ、社員三十名一同力ヲ協セ、種植ノ事ニ従事シ、穀物生育ノ試験及ヒ杉檜其他須要樹木ノ苗ヲ生育シ、諸方ノ需メニ応セント種植場ヲ数ケ村ニ設ケ、栽培セシ諸木ノ苗十四年春季ヨリ十六年春季ニ至ル迄、本県及隣県ノ需メニ応シテ耀売セシモノ凡ソ式百五拾万株ナリ、同十三年猶稻作改良拡張スルノ便ヲ図リ、同年十一月勸業新書ヲ増補校訂シ、且ツ絵図ヲ加ヘ更ニ版權ノ許可ヲ得タリ、同十四年二月第二回内国勸業博覧会ニ出京シ、勸業新書五百部ヲ各府県ヨリ出張ノ勸業課及有志ハ分附シ、帰県ノ後猶該書八百余部ヲ各村落ニ配附シタリ、同年三

月第二回内国勸業博覧会ニ自作ノ稻穀數種及ヒ勸農新書ヲ出品シ、進歩賞牌并ニ左ノ褒賞ヲ授与

稻作改良

林 遠里

多年心ヲ農事ニ委ネ、稻作ノ改良ヲ図リ遂ニ種粉水浸及ヒ土困(金目、黒目)困等ノ法ヲ發明シテ收額増加ノ成跡ヲ奏シ、爾来漸ク近国ニ伝ヒ、衆人ヲシテ利益ヲ得セシムルニ至レリ、其進歩殊ニ著シク最モ嘉賞ス可シ

岡 毅

永 根 平 教

若 林 高 久

田 中 芳 男

九 鬼 隆 一

佐 野 常 民

審査部長 從五位勲五等

審査副長 從四位勲四等

審査総長 正四位勲二等

右ノ薦告ニ抛リ進歩賞牌ヲ授与ス

内国勸業博覧会事務総裁

二品勲一等 能久親王

同年三月大日本農會々員トナリ、同八月米麦耕作手續并ニ山林繁殖ヲ図ルノ思想ヲ筆記シ、農務局長へ上申ニ及フ、同年九月大日本農會種芸科農芸委員担当可致旨、会頭能久親王殿下ヨリ命セラレ、同十五年一月米麦外三種共進會ニ付米審査員ヲ命セラル、同年三月米麦外三種共進會ニ自作ノ稻穀壹種并ニ勸農新書ヲ参考室ニ出シ、左ノ褒賞并ニ金

円ヲ受ク

褒賞写

功勞賞授与証

金五拾円

林 遠 里

積年意ヲ殖産ニ竭シ、稲種水浸土圃等ノ便法ヲ親験シ、勸農新書ヲ著シ農家ノ資益ヲナス其功殊ニ著シ、因テ其功勞ヲ嘉賞ス

明治十五年三月

農商務卿正四位勲二等 西 郷 従 道

同年四月御用済ニ付米審査員被差免、事務勉勵ノ廉ヲ以テ金貳拾五円下賜セラル、同十六年当筑前国早良郡板屋・椎原両村官林内ノ溪間ニ旧藩ノ時播種シタル山葵アルニ、維新以降植栽採取ノ法ナキニ由リ、今ヤ既ニ消耗滅絶ニ屬セントス、扨テ之ヲ増殖シ以テ官民ノ公利ヲ起サント欲シ、其方法ヲ設ケ同年二月当庁ノ許可ヲ得テ該種栽植セシ数凡貳拾万ニ至ル、同六月大日本農會福岡支會開設ニ付、同八月同會常置議員ニ当撰及同會農芸委員ヲ委嘱ス、同七月広ク参考ヲ需ン為メ、勸農新書巻千部ヲ大日本農會々員中ノ有志者ニ附送ス、同十七年一月本県山林課ヨリ遠里等栽培スル所ノ杉植苗八万本ヲ筑前国粕屋郡若松ノ山林ニ分植セシム、同年一月勸業諮問會々員申付ク、同八月富山県ヨリ実業伝習ノ為メ六十日間ヲ期シ聘用セララル

(v) (農商務省野紙使用)

老農林遠里の「履歷書」正本について (西村 卓)

〔^{付箋}福岡県ヨリ農商務書記官へ回答〕

庶第二九〇〇号及同第二九〇六号ヲ以テ、宮崎安貞及林遠里公益ノ為メ費消セシ給金額取調之義御照会之趣了承致候、乃チ取調候処、宮崎安貞費消金額ノ義ハ不分明ニシテ従前取調之外他ニ取調ノ術モ無之、且事業ノ景況等モ殊ニ徴スヘキノ書類等無之、又夕同家子孫ニ到リ方々転居シ、殊ニ当主貢前代ニ到リテハ大ニ零落ヲ極メ候処ヨリ、古老ノ口碑モ絶テ無之次第第二付、先般上申致置タル履歴書ニテ可然御詮議相成度、且林遠里費消金高ハ左記ノ通ニ有之候条御了知相成度、此段及御回答候也

明治十八年三月十七日

福岡県令 岸 良 俊 介

農商務大書記官 宮崎 信 吉殿

林遠里公益ノ為メ費消セシ金高

一 金七百五拾貳円五拾錢

右ハ勸農新書及ヒ其他稻作改良法等ノ件ヲ筆記シ配布消費セシ惣金高

一 金三百八拾五錢

右ハ稻作改良試験ノ為メ種籽附与セシ費金惣高

一 金八拾五円

右ハ杉檜其他苗木ヲ生育シ、山林ノ繁殖ヲ図ン為メ、早良郡重留村興産社及公衆ノ為メ費ス処ノ惣金高

合計金八百五拾壹円三拾五錢

(vi) (太政官罫紙使用)

局甲二六七号

明治十八年十一月十一日

大臣 (花押)

賞勳局上申福岡県士族林遠里へ藍綬褒章授与之事

内閣書記官 (花押)

内閣書記官長

以上 (i) から (vi) まで明治一八 (一八八五) 年の『公文録』(自八月至十月) に合綴された順に翻刻した。この一連の資料は、林遠里への藍綬褒章授与に当り作成されたものであり、福岡県から農商務省への稟申 (iii) (iv)、農商務省から賞勳局への申牒 (ii)、賞勳局による認定 (i)、さらに大臣による裁許 (vi) という構成から成り立っている。(v) は、農商務省が福岡県に対して宮崎安貞と林遠里が「公益」のために費やした金員の照会をおこなったことに対しての県令岸良俊介による回答書である。この回答書が一連の資料のうちに合綴されていることに関しては不明である。福岡県から農商務省への稟申が明治一七 (一八八四) 年二月一七日であり、農商務省から賞勳局への申牒が明治一八 (一八八五) 年五月六日であることから推察して、この照会 (明治一八年三月一七日付) は遠里が藍綬褒章を受章するに値するかどうかを、近世の代表的勸農家であった同郷の宮崎安貞の功績との比較から判定しようとしたのではないかと思われる。結果的には安貞の場合は不明で、遠里の場合が八五一円三五銭であると回答されている。遠里の「履歴書」正本は、福岡県から農商務省に対し上申した書類に添付されている。天保二 (一八三一) 年一月の遠里生誕から明治一七 (一八八四) 年八月に富山県からの招聘を受けて、同県を六〇日かけて巡回したという事績までが順を追って記述されている。従来明らかにされている「履歴書」と、幕末・明治初年期に若干のずれがあるこ

と、また事績を語る場合の表現などに少し異なる点がある以外は、ほぼ同じ内容と判断してよいであろう。

そのことを前提に、この「履歴書」正本を一覧して確認された次の二点について少し述べておきたい。

まず第一点は、遠里稲作改良法の正当性を根拠付ける「自然観」「植物観」をどのように獲得したかの点である。正本のその部分をまず引用しておこう。

同年一月父ト俱ニ園庭ヲ逍遙シ、南瓜・匏瓜ノ天然發生シタルヲ見、父遠里ニ語テ曰ク、今此種子ヲ考フルニ則チ客歳ノ遺棄物ニ係リ、炎熱沍寒ノ氣ヲ含有シ、春暖ニ遭フテ其芽ヲ發シ、繁茂成長セシモノナリ、凡草木ヲ播種スルニハ、人為ニ依テ寧口生育ヲ害スル事少ナカラサルヲ見ル故ニ、人工ニ依リ天然ノ生育ヲ全フセシメハ、其繁殖往日ニ倍徙スルヤ必セリト、遠里此語ヲ聞キ大ニ感スル処アリテ、之ヲ実地ニ經驗セン事ノ念頻ナリ

それに対して、『県史』収録の「履歴書并成績」のその部分を引用しておこう。

同年春園庭ヲ逍遙シ、偶南瓜瓠等ノ自然發生シタルヲ見、今此種子ヲ看ルニ、即客歳ノ遺棄物ニ係リ、炎熱沍寒ノ氣ヲ含有シ、春暖ニ遭フテ其芽ヲ發シ、駉々トシテ生長セシモノナリ、爰ニ於テ遠里大ニ感スル所アリ、凡草木ヲ播種スルニハ、人為ニ依リ却テ生育ヲ害スル事少ナカラス、故ニ職トシテ天然如何ヲ察シ、其生育ヲ全フセシメハ、其繁殖往日ニ倍徙スルヤ必セリト、之ヲ実地ニ試業セント欲スル事頻ナリ

前者の場合、遠里が父（直内）とともに園庭を歩いていて、ごみとして捨てられていた南瓜などの種が発芽してい

る様子をみて、父が「自然観」「植物観」を説き、それに遠里が感服し、その後の遠里改良法の哲学的根柢にしたと
いうのである。それに対し、後者の場合父の存在は全く感じさせず、遠里独りの発見のように語られているのである。
前者の場合、作成された年月日は明治一七（一八八四）二月であり、後者は遠里が石川県農業教師をしていた明
治二一年頃のものであることが一つのポイントであろう。この数年の間に、遠里稲作改良法（そのコアとしての「寒水
浸し法」「土圃い法」「冬蒔き法」）の哲学的根柢（自然観、植物観）を「父」が語りそれに感服した遠里という図式を改変
し、遠里みずから発見し論理付けたものとして再構成し、それを強調しなければならなかったのであろう。
やはり、こういった改変の原因の一つに横井時敬ら近代農学者たちとの間でこの時期に繰り広げられた「稲作論
争」があったといわざるを得ない。

第二点は勸農社創設をめぐる問題である。この問題に関しては、拙書において次のように私は述べている。⁽²⁾

遠里履歴書のいくつかには（おそらく明治二五年以降作成のもの）、明治一六年に勸農社が創設されたと明記され
ており、江上利雄「林遠里と勸農社」に代表される従来の研究では資料批判なしにこれに依り、明治一六年勸農
社創設説をとってきた。本書では、勸農社をサロンの集まりでなく、実業教師養成派遣結社と規定する立場から、
明治二四年段階の遠里の認識に立ち戻り、明治二〇年創設とする。

この文章の資料的根柢については拙書を参照していただきたいが、藍綬褒章受章の上申にあたって添付された公式
の「履歴書」は、拙書執筆時点で参照していなかった。もし通説どおり明治一六（一八八三）年に勸農社が創設され
ていたとするならば、そのことは彼の勸農業績にとって特に重要であるがゆえに、福岡県の勸業当局が賞勲局へ上申

した明治一七年一二月付の「履歴書」には必ず記載されているはずであり、拙書での「二〇年創設説」を補強するためには、その記載がないことを最終的に確認する必要があるためである。

やはり何の痕跡もこの正本「履歴書」にはなかった。明治一七（一八八四）年一二月段階で、遠里本人を含め彼を支えた福岡県勸業当局には、勸農社の創設という認識はそもそもなかったのである。

徐々に近代農学者からの「攻撃」にさらされ、みずからの改良法の独自性と優位性を喧伝する必要性に駆られた遠里にとって、履歴書の「改変」、勸農社創設年の「改変」を行う必要があったのである。

第二章 明治三十九年の林遠里への「賜金」関係書類

次に、以下では明治三十九年『公文雑纂』巻二「内閣二 賞勳局一」に収録された「林遠里へ賜金ノ件」に関する資料を載録する。

(vii)

林遠里へ賜金ノ件

右謹テ奏ス

明治三十九年二月五日

内閣総理大臣侯爵 西園寺公望

(viii)

明治卅九年二月二日

内閣総理大臣（花押）

賞勳局総裁（印）

別紙農商務大臣申牒福岡県早良郡入部村林遠里賞与之件審査候処、左ノ如シ

曩ニ農事改良發達ノ成績ヲ賞シ藍綬褒章ヲ賜フ、爾來益々奮勵ヲ茲ニ致シ、各地ヲ歴遊シ、若クハ自己ノ薰陶セル実業家ヲ派遣シテ誘導開發ニ努メ、又欧米印度柴棍地方ノ農況ヲ視察シ、帰朝後專誠竭力昔日ニ倍シ、齡古稀ヲ超ユルモ孜孜トシテ倦ムルコトナク斯業ニ貢獻スル所尠ナカラス

因テ褒章条例第三条ニ拠リ、飾版一箇加賜相成可然モノニ候処、別紙主務大臣申立ノ次第モ有之候条、明治十六年第一号布告及金銀木杯金円賜与手続ニ拠リ、特例金五拾円下賜相成可然ト認定候条、此段上申ス

但、右賞与金額ハ、主務省ト協議済ニ有之候也

〔^{符箋}本件ハ急施ヲ要シス趣ニ付、右御含ヲ以テ御取計有之度候

賞勳局書記官

内閣書記官御中

福岡県早良郡入部村大字重留三百三十八番地

林 遠 里

明治三十九年二月

七十四年十ヶ月

右曩ニ農事改良發達ノ成績顯著ノ故ヲ以テ、藍綬褒章ヲ下賜セラレタルモノニ有之、今般福岡県知事ヨリ更ニ褒賞ノ儀上申ニ付審査候処、同人ハ爾來愈感激奮勵、海ノ内外ヲ視察シ、益斯業ヲ誘導開發スルコトニ努メ、終始一貫三十余年一日ノ如ク、今ヤ齡古稀ヲ越ヘ老病身ニ迫リ、命旦夕ニ在リ、加之目下家計稍困難ノ狀況ニ在ルモノ、如ク相聞ヘ候ニ付、此際更ニ飾版一箇御下賜二代ヘ、特別ノ御詮議ヲ以テ相当ノ金員下賜相成候様致度、別紙福岡県知事上申書相添、此段及申牒候也

明治三十九年二月一日

農商務大臣 松岡康毅(印)

賞勲局総裁子爵 大給 恒殿

(x)

篤行者褒賞ノ義ニ付内申

福岡県筑前国早良郡入部村大字重留參百參拾八番地

林 遠 里

明治三十九年二月

七十四年十ヶ月

右ハ夙ニ国本培養ノ必要ヲ認メ、躬ヲ民籍ニ下シ、意ヲ稼穡ニ注キ、多年米作改良ヲ図リ、種籾水浸・土圀等ノ方法ヲ發明シ、勸農新書ヲ著シ、之ヲ四方ニ頒布シ、其他樹木栽培ノ法ヲ講シテ山林ノ繁殖ヲ計画シ、成績顯著ナルニ依リ、明治十八年十一月其善行ヲ表彰セラレ、藍綬褒章ヲ拝受スルノ光榮ヲ荷フニ至レリ、爾來愈感激奮身ヲ農事ノ改良

ニ委ネ各地ヲ歴遊シ、若クハ自己ノ薰陶セル実業者ヲ派遣シ、斯業ヲ誘導開発スルコト益功ナリ、明治二十年申貴省ノ命ヲ奉シ稲作試験法ノ取調ヲ了シ、又二十二年独逸国漢堡商業博覧会出品説明委員補助トシテ出張ヲ命セラレ、併セテ独仏米三国及印度柴棍地方ノ農事ヲ視察シ、二十三年帰朝後熱誠昔日ニ倍シ、終始一貫斯業ニ貢献スルコト茲ニ三十有余年、今ヤ七十有余ノ高齡ニ達シ、老衰命旦夕ヲ図ルヘカラルヲ以テ、積年ノ功績ニ対シ此際更ニ飾板^(vi)受ノ申請可致答ノ処、近頃家計不如意ノ実情相聞ヘ候条、特別ノ御詮議ヲ以テ相当金円御下賜ノ上優渥ノ聖恩ニ浴シ候様致度、此段内申候也

明治三十九年二月一日

福岡県知事 河嶋 醇(印)

農商務大臣 松岡康毅殿

福岡県知事河嶋が農商務大臣松岡に対して遠里への下賜金に関する内申をおこない(x)、それを受けて松岡から賞勳局総裁大給に(x)を添えて申牒がおこなわれている(ix)。賞勳局での審査がおこなわれたのち、その結果を内閣総理大臣に「下賜相成可然」と認定したことを上申し(viii)、それを受けて内閣総理大臣西園寺が遠里への「賜金」の裁許をおこなっているのである(vii)。

それぞれの資料の年月日は、(x) 明治三九(二九〇六)年二月一日、(ix) 同年同日、(viii) 同年二月二日、(vii) 同年二月五日となっており、福岡県知事の内申から丸五日間で裁許がおこなわれているのである。(viii)の末尾に賞勳局書記官から内閣書記官に宛てた付箋があるが、そこには「本件ハ急施ヲ要シス趣ニ付、右御含ヲ以テ御取計有之度候」と記述されている。(ママ)とした部分をどう解釈するかが残されているが、おそらく「要シ」と書いたのち文章のつなぎから「趣」を入れることを意識したため、「シ」を抹消しないまま、そのあとに「ス」を書き加えたも

のであろう。そのため本来は「急施ヲ要ス趣」と解釈することが正しいと思われる。福岡県知事からの内申を丸五日で処理していることからこの解釈は成り立つであろう。

では、なぜこれほどまで遠里への「下賜金」を急いだのであろうか。まず『農哲林遠里翁を憶ふ』^③から一部分を引用しておこう。

三十九年正月より少し咳が出てゐたが、元来元氣者の翁はお餅も十ヶ位食べるので、家人もあまり気にかげずにゐた所が、たうたう一月三十日七十六歳を以て、氣管支カタルで、不帰の客となつた。

この文章から、明治三九(一九〇六)年一月三〇日に死亡したことがわかるが、そうすると福岡県知事からの下賜金内申は同年二月一日付になつてゐることから、死亡後の上申ということになる。しかし、このあたりの日付はそれほど厳格なものでないように思われる。遠里の容態が正月以来風邪氣味で芳しくなく、「老衰命旦夕ヲ図ルヘカラサルヲ以テ」ともかく内申しておこうということになつたと思われる。急を要することを伝え、早急な裁許を促していることに見られるように、日一日遠里の病状は悪化していつたのであろう。裁許の出た二月五日には、もはや遠里は「不帰の客」となつていたのである。

それでは、なぜこの下賜されるべきものが「飾版一箇」でなく五〇円という金員であつたのであろうか。それは、福岡県知事河嶋の内申にみられるように「近頃家計不如意ノ実情」によるものと思われる。遠里死亡時に林家がどのように「家計不如意」であつたかは明らかにできないが、明治二〇年代後半から勸農社の衰退の兆しがみられ、三〇年代に入つて雪だるま式にその衰退の速度を早めたことは以前にもふれた。^④この五〇円がどのように下賜後使われた

かは不明であるが、この下賜金一件は、遠里の死と勸農社の凋落とを象徴するものといっているであろう。

おわりに

本稿では、遠里が藍綬褒章を受章した折に提出された正本「履歴書」と関連資料、および明治三九（一九〇六）年一月の遠里死亡前後に作成された「下賜金」一件関連資料を紹介、検討した。

遠里の藍綬褒章受章の折には、遠里自身も福岡県勸業当局も遠里の勸農事績については共通した認識でもって、受賞のための関係書類を作成し、手続きにのっとり申請を済ませたのである。履歴に関しての表現は、誇張などがあつたとしても、遠里の勸農事績にとつて特に重要である「勸農社」の創設が、もしもこの「履歴書」を提出する以前にみられたならば、当然書き加えられるはずである。しかし、一切この点についての言及がなかった。遠里と彼の改良法を支持する老農たちのグループは形成されていたとしても、明治一七（一八八四）年一二月の時点まで、実業教師養成派遣結社としてのシステムを持った「勸農社」はその姿さえなかったからこそ、「履歴書」において言及しなかった、否、言及のしようがなかったというのが事実である。明治一六年勸農社創設説は誤りである。

遠里が病床にあつた折（おそらく周りでは彼の死が迫っていたことに気付いていたであろう）、彼の勸農事績をもう一度称えようという動きが表面化した。それは他方、「下賜金」申請という形を取つて林家の衰退に対する幾ばくかの援助をしようという意味合いもあつたのである。

明治三〇年代に入り老農たちが農事改良の表舞台（勸農政策）から退場し、その代わりとして前面に農事試験場と系統農会が登場してきた。一連の「下賜金」関連資料が示すものは、「老農時代」を担っていた林遠里たち老農への挽歌であつた。

- (1) 林家文書に含まれる数点の「履歴書」は『福岡県史』「近代史料編 林遠里・勸農社」(福岡県 一九九二年三月)に収録されている。
- (2) 拙書『「老農時代」の技術と思想——近代日本農事改良史研究——』(一九九七年、ミネルヴァ書房) 八二頁参照。
- (3) 伊藤角一・越智綱吉共編、昭和九年一月、篤農協会。
- (4) 拙書第二章第一節「勸農社の衰退」参照。

なお本稿の執筆に当たっては、平成二二年度私立大学等経常経費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費(研究科分)の助成を受けた。